

平成28年第5回瑞浪市教育委員会定例会会議録

(要点筆記)

日 時 平成28年4月28日(木) 13時30分開会

場 所 瑞浪市役所 4階 全員協議会室

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 本日の会議録署名委員の指名

日程第3 議 事

出席委員(5名)

| | |
|----------|---------|
| 委員長 | 加 藤 博 之 |
| 1 番 | 山 田 幸 男 |
| 2 番 | 五 嶋 久 年 |
| 3 番 | 水 野 昌 代 |
| 4 番(教育長) | 平 林 道 博 |

説明のため出席した者の職、氏名

| | |
|------------|---------|
| 事務局長 | 伊 藤 正 徳 |
| 事務局次長兼 | |
| 学校教育課長兼 | 藤 井 雅 明 |
| 学校給食センター所長 | |
| 教育総務課長 | 酒 井 浩 二 |
| 社会教育課長 | 柴 田 宏 |
| スポーツ文化課長 | 工 藤 嘉 高 |

職務のため出席した事務局職員

| | |
|-----------|---------|
| 教育総務課総務係長 | 三 浦 和 恵 |
| 教育総務課主事 | 丸 山 佳 子 |

委員長

13時30分、本日の委員会定例会の開会を宣言する。

—市民憲章朗誦—

日程第1、前回会議録の承認を行う。

平成28年第4回教育委員会定例会の会議録の承認は、3番水野昌代委員と4番平林道博委員が承認の署名を行う。

—署名—

委員長

日程第2、本日の会議録署名委員の指名を行う。

本日の会議録署名委員は、委員長において、1番山田幸男委員と2番五嶋久年委員の2名を指名する。

委員長

日程第3、「承第1号 専決処分承認について(専第1号 瑞浪市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について)」を議題とする。

本案について、事務局に説明を求める。

スポーツ文化課長

【議案資料により説明する】

委員長

質疑はあるか。

委員長

今まで実際に、使用不許可の不服申請の事例はかなりあるのか。

スポーツ文化課長

前任者からは、実際に不服申請の文書が出された事例はないと聞いております。

委員長

今回はあくまで、法的な変更に応じて規則改正をするものなのか。

スポーツ文化課長

そのとおりである。上位法が改正されたため、それに対応して規則の必要な箇所を改正したものである。

山田委員

これまで不許可を出した事案はあるのか。

スポーツ文化課長

これまでどのような場合で不許可の通知を出したかは調べなければ分からないが、営利目的の使用で申請が出た場合は、不許可の通知を出したと聞いている。

山田委員

昨年度、明世地区の「市長と語る会」で、お寺のご住職から「お寺の関係者が市民体育館や総合文化センターの使用申請をする時、瑞浪市は使用を許可しない。他市は許可している市もある。瑞浪市はどういった理由で許可しないのか。今後ぜひ承認願いたい」という意見が出ていた。

| | |
|----------|---|
| | どういった場合で不許可になるのか。 |
| スポーツ文化課長 | 山田委員の言われた事例については、宗教的な理由で不許可したか、もしくは減免のみをお断りしたのではないかと考えられます。 不許可団体が明記されている規則はないので、教育委員会の決裁で判断することになると思われます。現時点で、宗教的な団体に使用許可を出す方針はありません。 |
| 山田委員 | 許可・不許可を判断するような、文書化された規定はないということか。 |
| スポーツ文化課長 | それぞれの施設が持っている要綱にうたってあると思いますが、宗教的な団体は許可できないとは明記されていない施設もあるかと思いません。 |
| 五嶋委員 | 文書化されているのではないかと思います、インターネット上に公開等はされてはいないのか。 |
| スポーツ文化課長 | ホームページ等で市の例規集を見ることはできる。 |
| 五嶋委員 | 市民にも見やすく、すぐ分かるような形ではなく、調べていく必要があるのか。 |
| スポーツ文化課長 | 例えば市民体育館の場合、市民体育館のホームページを閲覧すれば様式等すぐ分かるようにしてある。 |
| 五嶋委員 | 施設使用する際に飲食禁止等言われるので、使用者側に分かりやすいように、ホームページを見るとすぐ理解できるようにしていただきたい。 |
| 教育長 | 総合文化センターについて言えば、貸出規定があり、政治や宗教団体には貸し出さない。また、飲食や火器の持ち込み等、様々な使用規定について成文化している。 |
| 五嶋委員 | 例えば、一時は利用許可を受けたが、後から取り消しで不許可になった団体からはどういった訴えがあるのか。事例があれば教えてほしい。 |
| スポーツ文化課長 | 規則に使用不許可の規定が明記されておらず、以前から計画されていた催しが開催できないことで申請団体が損害を被った場合等が予測される。 |
| 五嶋委員 | 損害賠償請求以外の損害があるのか、調べておかれた方がいい。損害が出なければ、訴えられることがないのではないのか。 |
| スポーツ文化課長 | 分かりました。名誉棄損等も考えられるので一度調べます。 |

また、市民にも分かりやすい情報提供を心掛けます。

社会教育課長

中央公民館については、「瑞浪市公民館の設置及び管理に関する条例」の中で「利用の制限」という箇所があり、第10条第4項に「宗教上の組織又は団体（以下「宗教団体等」という。）が利用しようとするとき、又は申請者が宗教団体等でなくとも、実質的に宗教活動のために利用しようとするとき。」は、公民館の利用を許可しないと定められています。

委員長

他に質疑はあるか。

各委員

質疑なし。

委員長

質疑を終結し採決を行う。
「承第1号 専決処分承認について」を原案のとおり承認することに異議はないか。

各委員

異議なし。

委員長

ご異議ないものと認める。
よって、「承第1号」は、原案のとおり決する。

委員長

続いて、「議第20号 瑞浪市学校給食センター運営委員の委嘱について」を議題とする。

本案について、事務局に説明を求める。

事務局次長

【議案資料により説明する】

委員長

質疑はあるか。

各委員

質疑なし。

委員長

質疑を終結し採決を行う。
「議第20号 瑞浪市学校給食センター運営委員の委嘱について」を原案のとおり承認することに異議はないか。

各委員

異議なし。

委員長

ご異議ないものと認める。
よって、「議第20号」は、原案のとおり決する。

委員長

続いて、「議第21号 瑞浪市社会教育委員の委嘱について」から「議第23号 瑞浪市生涯学習推進委員の委嘱について」の3議案を議題とする。

| | |
|--------|---|
| | <p>本案について、事務局に説明を求める。</p> |
| 社会教育課長 | <p>【議案資料により説明する】</p> |
| 委員長 | <p>質疑はあるか。</p> |
| 水野委員 | <p>社会教育委員について、以前は女性のPTA代表者が社会教育委員に入っていたが、現在はどのようになっているのか。</p> |
| 社会教育課長 | <p>委員の選出区分といたしまして「学校教育及び社会教育関係者、家庭教育関係者並びに学識経験者」という括りの中から、11名を教育委員会が委嘱すると定められている。</p> <p>以前、学校教育・社会教育・家庭教育関係者の中でPTAの方が入っていたのか、そのあたりは分かりませんが、PTAから選出しているものではありません。</p> |
| 水野委員 | <p>以前は、PTAの代表者が1人ずつ入っていて、子ども会の代表の方もいた。実際、私自身もPTAの役員をやっていた時に社会教育委員に任命された。</p> <p>以前のように、PTAの方が委員に入ってもいいのではないか。現保護者の意見も社会教育委員の会で聞けたらいいのでは。</p> |
| 社会教育課長 | <p>条例は、平成13年から変わっておりませんが、それ以前については分かりかねます。しかし、水野委員がおっしゃられたように、PTAの保護者の方からも広く意見を聞くことは大切でありますので、今後の参考とさせていただきます。</p> |
| 教育長 | <p>推測するに、PTAの母親委員長等は充て職で出席する会議がとても多いため、保護者の負担を減らすために社会教育委員については外したのではないかとと思われる。</p> |
| 委員長 | <p>他に質疑はあるか。</p> |
| 各委員 | <p>質疑なし。</p> |
| 委員長 | <p>質疑を終結し採決を行う。</p> <p>「議第21号 瑞浪市社会教育委員の委嘱について」から「議第23号 瑞浪市生涯学習推進委員の委嘱について」の3議案を原案のとおり承認することに異議はないか。</p> |
| 各委員 | <p>異議なし。</p> |
| 委員長 | <p>ご異議ないものと認める。</p> <p>よって、「議第21号」から「議第23号」は、原案のとおり決する。</p> |

| | |
|----------|---|
| 委員長 | <p>続いて、「議第24号 瑞浪市化石博物館協議会委員の任命について」から「議第26号 瑞浪市櫻堂薬師調査指導委員の委嘱について」の3議案を議題とする。</p> <p>本案について、事務局に説明を求める。</p> |
| スポーツ文化課長 | <p>【議案資料により説明する】</p> |
| 委員長 | <p>質疑はあるか。</p> |
| 各委員 | <p>質疑なし。</p> |
| 委員長 | <p>質疑を終結し採決を行う。</p> <p>「議第24号 瑞浪市化石博物館協議会委員の任命について」から「議第26号 瑞浪市櫻堂薬師調査指導委員の委嘱について」の3議案を原案のとおり承認することに異議はないか。</p> |
| 各委員 | <p>異議なし。</p> |
| 委員長 | <p>ご異議ないものと認める。</p> <p>よって、「議第24号」から「議第26号」は、原案のとおり決する。</p> |
| 委員長 | <p>続いて、「議第27号 平成28年度学校評議員の委嘱について」を議題とする。</p> <p>本案について、事務局に説明を求める。</p> |
| 事務局次長 | <p>【議案資料により説明する】</p> |
| 委員長 | <p>質疑はあるか。</p> |
| 山田委員 | <p>議案資料の学校評議員の一覧表に学校名が入っていないが、学校評議員は各小中学校の評議員ではなく、瑞浪市の学校評議員という位置づけなのか。</p> |
| 事務局次長 | <p>議案28頁の一覧には所属として各小中学校名が記されている。議案資料の方に学校名が入っていないため、見にくいところがあり申し訳ありません。各学校の評議員という位置づけである。</p> |
| 教育長 | <p>規制緩和が進み、現在は学校長の推薦者を教育委員会名で委嘱するという形になっている。したがって、各学校の評議員ではありますが、全体としては教育委員会で責任を持つものと考えべき。</p> <p>また、今後は何期目か記載してください。適宜交代していると思いますが、新しい人や様々な人によって変わっていくことがいいと思われる。長くやってみえる方がいれば、教育委員会として助言することも考える。</p> |

| | |
|-------|--|
| 五嶋委員 | 瑞浪中学校と瑞陵中学校を比べると、学校の規模とは逆に瑞陵中学校の方が評議員の数が多いが、何か理由があるのか。各学校で方針が違うということなのか。 |
| 事務局次長 | はい、学校ごとに人数を決めている。特に瑞陵中学校に関しては、土岐地区・明世地区があるため人数が多くなっていると推測されます。 |
| 五嶋委員 | いくつかの学校を掛け持ちで、評議員をやられる方がいらっしゃるが、評議会の日程等は考慮してあるのか。 |
| 事務局次長 | 学校ごとに日にちを設定している。その際、小学校・中学校・幼稚園については連絡を取り合い調整しながら評議会を開催している。 |
| 委員長 | 全員が小学校・中学校を掛け持ちしているのではなく、一部の方が掛け持ちしているのか。 |
| 事務局次長 | はい。 |
| 教育長 | 基本的に学校評議員は他の委員と違い、無報酬・ボランティアである。 |
| 五嶋委員 | 私自身、高等学校の学校評議員をやっていたが報酬はあった。各種委員で報酬のある委員とない委員があるのは何か理由があるのか。 |
| 事務局次長 | 小中学校に関する委員について報酬はありません。 |
| 委員長 | 他に質疑はあるか。 |
| 各委員 | 質疑なし。 |
| 委員長 | 質疑を終結し採決を行う。 「議第27号 平成28年度学校評議員の委嘱について」を原案のとおり承認することに異議はないか。 |
| 各委員 | 異議なし。 |
| 委員長 | ご異議ないものと認める。 よって、「議第27号」は、原案のとおり決する。 |
| 委員長 | 続いて、「議第28号 瑞浪市スクールバス運行管理規定の制定について」及び「議第29号 瑞浪市クラブバス運行管理規定の制定について」の2議案を議題とする。 本案について、事務局に説明を求める。 |

| | |
|--------|---|
| 教育総務課長 | 【議案資料により説明する】 |
| 委員長 | 質疑はあるか。 |
| 委員長 | 運営委員会とは、この4月からメンバーを決めて発足しているのか。 |
| 教育総務課 | <p>スクールバスについて、PTA役員の中からバス関係の担当者を決めていただいていると聞いている。その方と校長先生と教育委員会教育総務課で組織していくことになると考えています。具体的なメンバーはまだ決まっていません。</p> <p>クラブバスにつきましては、クラブの監督者や責任者を運営委員会の構成メンバーにと考えている。</p> |
| 教育長 | 議案34頁の第6条第3項「受託者は、スクールバスの業務管理責任者及び車両運転者を定め、あらかじめ教育長に届け出なければならない。」とあるが、この規定が可決されれば、しっかり運転手等を届け出してもらうのか。 |
| 教育総務課長 | はい。 |
| 教育長 | 運転手が替わるたびに届け出してもらうのか。 |
| 教育総務課長 | <p>そのように考えています。</p> <p>また、クラブバスに関しては、毎月業務日誌等の写しをいただくようにしている。スクールバスにおいても、同様に管理したいと考えている。</p> |
| 山田委員 | 議案35頁の第5条「クラブバスは、教育長が指定する学校のクラブ活動に通う生徒の送迎に使用する。」について、「教育長が指定する学校の」は「クラブ活動に通う生徒」に掛かっていると思われるが、読み様によって誤解が生じる。「教育長が指定する学校の生徒が、クラブ活動に通う」等の表現に訂正した方がいいと思われる。 |
| 教育総務課長 | 山田委員が言われるように、クラブ活動は部活ではないため、学校が指定するものではない。したがって、「教育長が指定する学校の生徒が、クラブ活動に通う」等の表現に訂正します。 |
| 教育長 | 1条には山田委員の指摘されたところがきちんと謳ってある。第1条中の表現から「瑞浪市立中学校に在籍する生徒が通うクラブ活動」に統一すればいいのではないか。 |
| 教育総務課長 | はい。訂正します。 |
| 五嶋委員 | 「生徒」と限定しているが、指導者は利用することができないのか。 |

| | |
|--------|--|
| 教育総務課長 | 今の想定では、生徒のみを対象としています。 |
| 委員長 | 今のところ、スクールバスで何か問題点はないのか。 |
| 教育総務課長 | 特に聞いておりません。 |
| 教育長 | <p>猿爪線は20分、大川線は17分できちんと定時運行できている。乗り遅れた生徒は今のところいません。ただ、不登校の生徒がたまたま乗れないことが2回あったと聞いている。</p> <p>全体的に、陶中学校に通っていた頃より子ども達の家を出発する時間が遅くなった。特に親が学校まで子どもを送っていた大川地区では、朝に余裕が出来て嬉しいというような声が上がってきている。猿爪地区でも、通学時間が短くなったという事例があるようです。</p> <p>また、早く乗る子どもから奥に詰めて座り、きちんとシートベルトの着用ができていると聞いている。</p> <p>今後できたらいいと思うことの1つ目は、待合所の設置。雨天時でも15分前から待っている子どももいる。2つ目は、始発時陶小学校からバスは出発しているが、子ども達が待っている陶中学校発にすることはできないのか。バス内で待つことができれば便利だと思われる。</p> |
| 水野委員 | スクールバスのバス停まで、各生徒は自分で歩いていくことができているのか。親御さんが送る必要なくできているのか。 |
| 教育長 | <p>陶町は形状的に細長い場所に狭く住居が分布しているので、ほぼ500メートル以内にバス停が設置できた。したがって、バス停まで送っている保護者はいない。ただし、瑞浪北中学校はこのようにはいかないと考えている。</p> <p>また、バスで七曲りを降りてくる間に酔ったり、体調が不調になったりする生徒はいないが、バスから降りてすぐに部活を行うために、部活中に調子が悪くなる生徒もいると聞いている。歩くことが少なくなるため、体力は低下するのではないかと思います。</p> |
| 委員長 | バス停等の指摘もあったので、運営委員会で今後諮っていただくということをお願いします。 |
| 委員長 | 他に質疑はあるか。 |
| 各委員 | 質疑なし。 |
| 委員長 | <p>質疑を終結し採決を行う。</p> <p>「議第28号 瑞浪市スクールバス運行管理規定の制定について」及び「議第29号 瑞浪市クラブバス運行管理規定の制定について」の2議案を原案のとおり承認することに異議はないか。</p> |

各委員

異議なし。

委員長

ご異議ないものと認める。
よって、「議第28号」及び「第29号」は、原案のとおり決する。

委員長

以上で本定例会に提出された議案の審議が終わり、本日の日程が終了したので、これにて、平成28年第5回瑞浪市教育委員会定例会を閉会する。

14時30分 終了